

一般社団法人愛媛県社会福祉士会 本部代議員選出規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下「本会」という）における、社団法人日本社会福祉士会（以下「本部」という。）定款第15条第3項に定める代議員の選出に関する事項について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程にいう代議員とは、本部の総会において社団法人の社員としての表決権を行使することを委任された正会員をいう。

(選挙管理委員会)

第3条 代議員の選出に関する事務及び管理は、本会役員選出のために設けられている選挙管理委員会が主管する。

(職 務)

第4条 代議員の職務は、正会員の意向を本部の運営に反映するとともに、本部の動向を本会に伝達する役割を担う。そのため、本会から選出された代議員は本部の総会に出席するのみならず、本会の役員会等に出席して情報伝達に努めるとともに、本会は代議員が双方向で情報伝達を行えるよう配慮する。

(選挙権者及び被選挙権者)

第5条 代議員選出に際して選挙権及び被選挙権を有する者は、本会の定める基準日に本会に所属する正会員に限るものとする。ただし、本部の理事及び監事は被選挙権者となることはできない。

(支部選出代議員数)

第6条 選出する代議員の数は、本部代議員選出規則第6条に基づき、本会本部から支部に通知される人数であることとする。

(代議員候補者)

第7条 被選挙権を有する者の中から、立候補によって候補者を決定する。
立候補者が定数に満たない場合には、選挙権者2名以上の推薦のあった者を立候補者とみなして、候補者とすることができる。

(選 出)

第8条 選出は、選挙権を有する全員により、無記名投票の方法による選挙をもって行う。選挙の結果得票数の多い順に定数を満たすまでの者を代議員とする。
ただし、候補者の数が定数以下の場合には、個別の投票によらず無記名の一

括信任投票によることができる。

なお、郵便をもって投票を行う場合には、選挙管理委員会は投票者の匿名性を確保しなければならない。

(辞 任)

第 9 条 代議員は、やむを得ない事情があるときは、任期の途中であっても任意に辞任することができるものとする。

(予備代議員)

第 10 条 立候補者が定数を超過して選挙が行われた場合、選出された代議員以外の候補者を所定の任期中の予備代議員とし、代議員に欠員が生じた時、投票における得票数の順に従い、代議員に就任するものとする。ただし、その者の任期は欠員となった者の残りの期間とする。

(欠員補充)

第 11 条 代議員の定数に対して欠員が生じ、前条の方法によって代議員を補充できない場合には、第 8 条に定める方法によって、原則として欠員の補充を行う。この場合新たに就任した代議員の任期は前条但し書きによる。

(公示期間及び投票期間)

第 12 条 選挙の公示から立候補の締め切りまでは 1 ヶ月以上の期間をおくものとし、立候補の締め切り後は速やかに候補者名を会員に周知し、選挙を行わなければならない。

2 投票は、郵便または本会の総会において行う。投票を郵便をもって行う場合は、投票期間を 1 週間以上とする。

(立候補届及び投票用紙)

第 13 条 立候補届の書式は本会の定めるものとし、投票用紙は本会の選挙管理委員会が発行するものとする。

(選出時期)

第 14 条 選出は本部の指示する期間内に行うことを原則とするが、本会役員と同時に代議員の選出を行う場合で本部の代議員の任期と合致しない場合には、翌年の代議員に就任することを予め会員に周知したときに限り、前年の選出結果を流用することができる。この場合本部の定める方法により、新たに選出された代議員としての手続きを行うものとする。

(任 期)

第 15 条 代議員の任期は本部の定める 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの 2 年間とし、再任を妨げない。ただし、連続して 4 期 (8 年) を超えて選任され

ることはできない。

(公開義務)

第 16 条 この規程は、会員の要請に応じ公開しなくてはならない。

(付 則)

第 17 条 この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日の一般社団法人への移行に伴い一般社団法人愛媛県社会福祉士会規定とみなす。

以上